

株式等振替制度に係る業務処理要領第6.9版 新旧対照表(2023/10/1)

第1章 総則

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	1	1	4	変更	発行者は、その発行する株式等について機構が取り扱うことに同意しようとするときは、機構に対し、次に掲げる事項(④及び⑤)については株式、投資口、優先出資、投資信託受益権又は受益証券発行信託の受益権についての同意の場合に限り、⑥については新株予約権、新投資口予約権又は新株予約権付社債についての同意の場合に限る。)を記した書面(以下「同意書」という。)を提出する。	発行者は、その発行する株式等について機構が取り扱うことに同意しようとするときは、機構に対し、次に掲げる事項(④及び⑤)については株式、投資口、協同組織金融機関の優先出資、投資信託受益権又は受益証券発行信託の受益権についての同意の場合に限り、⑥については新株予約権、新投資口予約権又は新株予約権付社債についての同意の場合に限る。)を記した書面(以下「同意書」という。)を提出する。	2.(1)
2	1	1	7	変更	e 優先出資	e 協同組織金融機関の優先出資	2.(3)e
3	1	1	10	変更	(6)上場承認の取消しが行われた場合の取扱い	(6)上場日の延期又は上場承認の取消しが行われた場合の取扱い	2.(6)
4	1	1	10	変更	機構が同意を得た株式等(非上場新株予約権及び非上場新株予約権付社債を除く。)について、金融商品取引所による上場承認の取消し又は内閣総理大臣による承認(金融商品取引法第122条第1項に規定する承認をいう。)の取消しがあった場合には、当該株式等の発行者は、直ちに、機構に対し、その旨を通知する。	機構が同意を得た株式等(非上場新株予約権及び非上場新株予約権付社債を除く。)について、金融商品取引所による上場日の延期、上場承認の取消し又は内閣総理大臣による承認(金融商品取引法第122条第1項に規定する承認をいう。)の取消しがあった場合には、当該株式等の発行者は、直ちに、機構に対し、その旨を通知する。	2.(6)a
5	1	1	10	変更	(a)⑤の通知から新規記録通知データの送信前までの間に通知を受けた場合	(a)取扱開始日前に通知を受けた場合	2.(6)b(a)
6	1	1	10	変更	機構は、⑤の通知から新規記録通知データの送信前までの間に発行者からaの通知を受けた場合は、直ちに、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target保振サイトにより、⑤の通知を取り消す旨を通知する。	機構は、取扱開始日前に発行者からaの通知を受けた場合は、直ちに、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target保振サイトにより、取扱開始日を延期する旨及び延期後の日程(上場日の延期の場合であって上場日が確定しているとき)又は取扱いを開始しない旨(上場日の延期の場合であって上場日が未定のとき、上場承認の取消し又は内閣総理大臣による承認の取消しの場合)を通知する。	2.(6)b(a)
7	1	1	10	追加	※ 新規記録通知データを送信した場合であって、当該新規記録通知データを取り消したときを含む。	-	2.(6)b(a)備考
8	1	1	10	変更	※ すでに口座通知の取次ぎ(第2章第2節「新規記録手続」参照。)をしているときは、当該口座通知の取次ぎ以降の処理は行わない。	※ 取扱いを開始しない場合ですでに口座通知の取次ぎ(第2章第2節「新規記録手続」参照。)をしているときは、当該口座通知の取次ぎ以降の処理は行わない。	2.(6)b(a)備考
9	1	1	10	変更	(b)新規記録通知データの送信以後に通知を受けた場合	(b)取扱開始日以後に通知を受けた場合	2.(6)b(b)
10	1	1	10	変更	機構は、新規記録通知データの送信以後に発行者からaの通知を受けた場合は、直ちに、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target保振サイトにより、取扱いを廃止する旨及び取扱いを廃止する日程を通知する。	機構は、取扱開始日以後に発行者からaの通知を受けた場合は、直ちに、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target保振サイトにより、記録開始日を延期する旨及び延期後の日程(上場日の延期の場合であって上場日が確定しているとき)又は取扱いを廃止する旨及び取扱いを廃止する日程(上場日の延期の場合であって上場日が未定のとき又は上場承認の取消し又は内閣総理大臣による承認の取消しの場合)を通知する。	2.(6)b(b)
11	1	1	10	削除	-	※ 取扱開始日以後の記録開始日前に取扱いを廃止する場合ですでに口座通知の取次ぎをしているときは、当該口座通知はなかったものとして取り扱う。また、すでに新規記録通知データを送信しているときは、当該新規記録通知データによる新規記録の処理は行わない。	2.(6)b(b)備考

第2章 振替株式

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	2	2	1	変更	発行者が、その発行する株式について機構が取り扱うことに同意しようとするときは、発行者、引受主幹事証券会社(TOKYO PRO Marketに係る発行者については、担当J-Adviser)及び株主名簿管理人は、法第131条第1項の通知(株主等への新規記録に係る一定の日等の通知)をしようとする日の2週間程度前の日までに、機構に対し、次に掲げる事項を連絡しなければならない。	発行者が、その発行する株式について機構が取り扱うことに同意しようとするときは、発行者、引受主幹事証券会社及び株主名簿管理人は、法第131条第1項の通知(株主等への新規記録に係る一定の日等の通知)をしようとする日の2週間程度前の日までに、機構に対し、次に掲げる事項を連絡しなければならない。	第1 1. (1) a
2	2	2	1	変更	※ 機構が取扱いを開始する日は、原則として事務上の口座通知の取次ぎ受付締切日とする。	※ 機構が取扱いを開始する日は、原則として事務上の口座通知取次ぎの受付締切日とする。	第1 1. (1) a 備考
3	2	2	1	変更	※ 手続日程案としては、主に以下の事項を連絡する。 ① 法第131条第1項の通知をしようとする日 ② 法第131条第1項の通知を上場承認日に先立って行つか、 <u>上場承認日と同日に行うかの別</u> ③ 法第131条第1項第1号の一定の日(以下この節において「一定の日」という。) ④ <u>新規記録日(標準日程としては一定の日の翌営業日)</u> ⑤ 事務上の口座通知の取次ぎ受付締切日(標準日程としては一定の日の前営業日から起算して6営業日前の日) ⑥ 上場承認予定日(TOKYO PRO Marketに係る発行者については東京証券取引所が上場申請の公表を行う日) ⑦ 上場予定日	※ 手続日程案としては、主に以下の事項を連絡する。 ① 上場承認予定日(TOKYO PRO Marketに係る発行者については東京証券取引所が上場申請の公表を行う日) ② 上場予定日 ③ 事務上の口座通知取次ぎの受付締切日(標準日程としては一定の日の前営業日から起算して6営業日前の日)	第1 1. (1) a ①備考
4	2	2	2	変更	機構は、a の連絡を受けたときは、発行者、引受主幹事証券会社(TOKYO PRO Marketに係る発行者については、担当J-Adviser)及び株主名簿管理人との協議により、取扱いを開始しようとする株式の株主数等を踏まえて、新規記録に係る手続日程を定める。	機構は、a の通知を受けたときは、発行者、引受主幹事証券会社及び株主名簿管理人との協議により、取扱いを開始しようとする株式の株主数等を踏まえて、新規記録に係る手続日程を定める。	第1 1. (1) b
5	2	2	2	変更	c 同意書及びその添付書類の提出	c 同意書の提出	第1 1. (1) c
6	2	2	2	変更	発行者は、機構に対し、同意しようとする株式等について法第131条第1項の通知をする日の2営業日前までに、同意書及びその添付書類を提出しなければならない。	発行者は、機構に対し、同意しようとする株式等について、原則として金融商品取引所が上場を承認する日(TOKYO PRO Marketに係る発行者については東京証券取引所が上場申請の公表を行う日)の2営業日前までに、同意書を提出しなければならない。	第1 1. (1) c
7	2	2	2	変更	※ 同意書及びその添付書類の提出については、第1章第1節「機構取扱対象株式等」参照。	※ 同意書の提出については、第1章第1節「機構取扱対象株式等」参照。	第1 1. (1) c 備考
8	2	2	2	追加	※ 発行者は、同意書の添付書類の内容に変更が生じた場合には、機構に対し、速やかに変更後の内容を連絡しなければならない。	-	第1 1. (1) c 備考
9	2	2	3	変更	発行者は、一定の日の1ヶ月前までに、株主名簿に記録された株主等(株主又は登録株式質権者をいう。以下同じ。)に対し、法第131条第1項の通知をしなければならない。	発行者は、金融商品取引所が上場の承認をする日(TOKYO PRO Marketに係る発行者については東京証券取引所が上場申請の公表を行う日)に、株主名簿に記録された株主等(株主又は登録株式質権者をいう。以下同じ。)に対し、法第131条第1項の通知をしなければならない。	第1 1. (2)
10	2	2	4	変更	※ 株主等は発行者から(2)の通知を受けると直近上位機関に口座通知の取次ぎの依頼を開始することが考えられるため、機構は、発行者が当該通知をした日以降速やかにTarget保振サイトに掲載する。	※ 株主等は発行者から(2)の通知を受けると直近上位機関に口座通知の取次ぎの依頼を開始することが考えられるため、機構は、発行者が当該通知をした日(金融商品取引所が上場承認をした後(TOKYO PRO Marketに係る発行者については東京証券取引所が上場申請の公表を行った後))以降速やかにTarget保振サイトに掲載する。	第1 1. (3)備考
11	2	2	4	変更	④ 事務上の口座通知の取次ぎ(口座通知データ)受付締切日(機構取扱開始日)	④ 事務上の口座通知取次ぎ(口座通知データ)受付締切日(機構取扱開始日)	第1 1. (3)④
12	2	2	4	変更	⑤ 一定の日	⑤ 法第131条第1項第1号の一定の日	第1 1. (3)⑤
13	2	2	4	追加	※ ⑧について、(2)の通知時点で未定である場合には、決定後速やかに通知する。	-	第1 1. (3)⑧備考
14	2	2	5	変更	⑪ 外国人保有制限銘柄であるか否かの別	⑪ 外国人保有制限銘柄であるか否か	第1 1. (3)⑪
15	2	2	5	変更	※ 間接口座管理機関は、その上位機関である機構加入者が、事務上の口座通知の取次ぎ受付締切日までに後記cの通知をすることができるように左記の委託をしなければならない。	※ 間接口座管理機関は、その上位機関である機構加入者が、事務上の口座通知取次ぎ締切日までに後記cの通知をすることができるように左記の委託をしなければならない。	第1 1. (4) b 備考
16	2	2	5	変更	事務上の口座通知の取次ぎ受付締切日までの日の午前3時から午後8時まで	事務上の口座取次ぎ締切日までの日の午前3時から午後8時まで	第1 1. (4) c (b)ア
17	2	2	6	変更	事務上の口座通知の取次ぎ受付締切日までの日の午前9時から午後8時まで	事務上の口座通知取次ぎ締切日までの日の午前9時から午後8時まで	第1 1. (4) c (b)イ
18	2	2	11	変更	発行者は、事務上の口座通知取次ぎの受付締切日の翌営業日までに機構から株主等の口座通知の取次ぎ(口座通知情報データ)を受けなかったときは、当該発行者が当該株主等のために開設の申出をした特別口座があるときを除き、法第131条第1項の通知で株主等に通知した特別口座を開設する口座管理機関に対し、当該株主等のために特別口座の開設の申出をしなければならない。	発行者は、事務上の口座取次ぎ締切日の翌営業日までに機構から株主等の口座通知の取次ぎ(口座通知情報データ)を受けなかったときは、当該発行者が当該株主等のために開設の申出をした特別口座があるときを除き、法第131条第1項の通知で株主等に通知した特別口座を開設する口座管理機関に対し、当該株主等のために特別口座の開設の申出をしなければならない。	第1 1. (5)

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
19	2	2	20	変更	※ ⑤⑥⑦について、公募に係る決議又は決定の時点で未定である場合には、決定後速やかに機構に通知する。	※ ⑤については、条件決定後速やかに機構に通知する。	第3 1. (1)⑤備考
20	2	2	20	追加	※ ⑤⑥⑦⑧について、(1)の通知時点で未定である場合には、決定後速やかに通知する。	-	第3 1. (2)⑤備考
21	2	2	25	変更	※ 発行者が不承認としたときは、新規記録情報データは取消になる。発行者が不承認とした旨の通知を受けた引受主幹事証券会社は直ちに新規記録情報を訂正する。(株主名簿管理人が払込期日の前営業日から起算して4営業日前の日(新規上場に際して実施する公募増資の場合は払込期日の前営業日から起算して2営業日前の日)までに承認をすることができる日程で入力しなければならない。)	※ 発行者が不承認としたときは、新規記録情報データは取消になる。発行者が不承認とした旨の通知を受けた引受主幹事証券会社は直ちに新規記録情報を訂正する。(株主名簿管理人が払込期日の前営業日から起算して4営業日前の日までに承認をすることができる日程で入力しなければならない。)	第3 1. (6)c(b)備考
22	2	2	26	変更	※ 新規記録情報データにおいて非SSI取引とされている場合には、払込取扱銀行及び引受主幹事証券会社は、払込取扱銀行による新規記録情報の同意がされた後、払込期日の前営業日から起算して2営業日前の日(新規上場に際して実施する公募増資の場合は払込期日の前営業日)までに機構の決済照合システムに決済指図データを送信し、機構は、払込取扱銀行及び引受主幹事証券会社が送信した決済指図データを照合する。	※ 新規記録情報データにおいて非SSI取引とされている場合には、払込取扱銀行及び引受主幹事証券会社は、払込取扱銀行による新規記録情報の同意がされた後、払込期日の前営業日から起算して2営業日前の日までに機構の決済照合システムに決済指図データを送信し、機構は、払込取扱銀行及び引受主幹事証券会社が送信した決済指図データを照合する。	第3 1. (7)b
23	2	2	30	追加	※ ⑤⑥⑦について、公募に係る決議又は決定の時点で未定である場合には、決定後速やかに機構に通知する。	※ ⑤については、条件決定後速やかに通知する。	第3 2. (1)⑤備考
24	2	2	30	追加	※ ⑤⑥⑦⑧について、(1)の通知時点で未定である場合には、決定後速やかに通知する。	-	第3 2. (2)⑤備考
25	2	2	31	変更	機構及び口座管理機関は、その加入者である引受主幹事証券会社から発行者に対する口座通知の取次ぎの請求を受けたときは、発行者に当該口座通知を取り次ぎなければならない。	機構及び口座管理機関は、その加入者である引受主幹事証券会社から発行者に対する口座通知の取次ぎの請求を受けたときは、発行者に当該口座通知を取り次ぎなければならない。	第3 2. (3) b
26	2	2	32	変更	払込期日(新規記録日)の前営業日から起算して5営業日前の日(新規上場に際して実施する公募増資の場合は、払込期日(新規記録日)の前営業日から起算して3営業日前の日)までの日の午前3時から午後8時まで	払込期日(新規記録日)の前営業日から起算して5営業日前の日までの日の午前3時から午後8時まで	第3 2. (3) d ア
27	2	2	32	変更	払込期日(新規記録日)の前営業日から起算して5営業日前の日(新規上場に際して実施する公募増資の場合は、払込期日(新規記録日)の前営業日から起算して3営業日前の日)までの日の午前9時から午後8時まで	払込期日(新規記録日)の前営業日から起算して5営業日前の日までの日の午前9時から午後8時まで	第3 2. (3) d イ
28	2	14	49	変更	⑩ 大口個人株主又は源泉徴収不適用株主に該当するか否か(株主区分)	⑩ 大口個人株主に該当するか否か(大口個人株主区分)	3. (3)c
29	2	14	57	変更	⑬ 大口個人株主又は源泉徴収不適用株主に該当するか否か(株主区分)	⑬ 大口個人株主に該当するか否か(大口個人株主区分)	3. (6)(b)

第3章 振替新株予約権付社債

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1							
2					変更箇所はございません。		
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

第4章 振替新株予約権

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1							
2					変更箇所はございません。		
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

第5章 振替投資信託受益権(ETF)

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1							
2					<p>変更箇所はございません。</p>		
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

第6章 振替受益権

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1							
2					変更箇所はございません。		
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

資料等

項番	資料番号	変更区分	新	旧	変更箇所
1	資料2-2-1	追加	<p>新規上場時の取扱い開始の標準日程（新替法131条1項の通知を上場承認日に先立って行う場合）</p> <p>資料 2-2-1</p> <p>(注1) 株主が極めて多数であるときその他特別の事情があるときの取扱い開始に係る日程は、機関がその都度定める。 (注2) 上場承認日、上場日については、金融商品取引所の決定する事項となる。 (注3) TOKYO PRO Marketへの新規上場の場合については、上記の上場承認日を上場申請日と読み替える。</p>	-	P1
2	資料2-2-1	変更	<p>新規上場時の取扱い開始の標準日程（新替法131条1項の通知を上場承認日と同日に行う場合）</p> <p>(注1) 株主が極めて多数であるときその他特別の事情があるときの取扱い開始に係る日程は、機関がその都度定める。 (注2) 上場承認日、上場日については、金融商品取引所の決定する事項となる。 (注3) TOKYO PRO Marketへの新規上場の場合については、上記の上場承認日を上場申請日と読み替える。</p>	<p>新規上場時の取扱い開始の標準日程</p> <p>資料 2-2-1</p> <p>(注1) 株主が極めて多数であるときその他特別の事情があるときの取扱い開始に係る日程は、機関がその都度定める。 (注2) 上場承認日、上場日については、金融商品取引所の決定する事項となる。 (注3) TOKYO PRO Marketへの新規上場の場合については、上記の上場承認日を上場申請日と読み替える。</p>	P2

項番	資料番号	変更区分	新	旧	変更箇所
3	資料2-2-5	追加	<p style="text-align: center;">新規上場に際して実施する公募増資(発行時DVP方式) 標準日程</p> <p>(注1) X-3~X-1における手続については、システム的には1営業日中に行うことも可能。 (注2) 払込取扱銀行による新規記録情報の承認がX-2以前に行われる場合の取扱時間は、7:00~21:00となる。</p>	-	P4
4	資料2-2-5	変更	<p style="text-align: center;">公募増資(発行時DVP方式) 標準日程</p> <p>(注) X-5~X-2における手続については、システム的には1営業日中に行うことも可能。</p>	<p style="text-align: center;">振替株式の発行時DVP方式(公募) 標準処理日程</p> <p style="text-align: center;">※ X-5~X-2における手続については、システム的には1営業日中に行うことも可能。</p> <p>(注) X-5~X-2における手続については、システム的には1営業日中に行うことも可能。</p>	P5

